

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園（仮称）コアラ舎・ふれあい家畜ゾーン新築工事
基本設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 大建設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
（電話番号 06-6208-9324）

随意契約理由書

1 案件名称

若年世帯支援業務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 システムスタッフ

3 随意契約理由

本業務は、新元号の施行に伴う、新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度、大阪市エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給にかかるシステムデータ等の改修を行なうものである。

本業務を行うにあたっては、開発者のみが有する当該システムに関する高度な知識が不可欠であるとともに、受付等のデータ更新や受給者からの問い合わせへの対応に支障をきたすことなく、システムを稼動しながら、改修を行う必要があるため、改修作業時にソフト及びハード障害が生じたとき、即時対応が可能であることが求められる。

株式会社システムスタッフは、当該システムの開発業者であるとともに、当該システムの運用保守業務についても受託しており、上記条件を満たす唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課民間住宅助成グループ
(電話番号 06-6208-9229)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場製氷棟他4棟解体撤去工事 監理業務委託

2 契約の相手方

アトム建築設計工房 河野 昭彦

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

アトム建築設計工房 河野 昭彦は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

南港北中学校増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

小林小学校外壁改修その他工事外1件 監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

文の里中学校給食室棟増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

アトム建築設計工房 河野 昭彦

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

アトム建築設計工房 河野 昭彦は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

東田辺小学校増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

遠里小野小学校プール設置その他工事外1件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

沢之町休日急病診療所建設設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社鈴木設備研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社鈴木設備研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9361)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀中学校給食室棟増築その他工事外1件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 公共建築設計監理企画室は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

吉野小学校増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

木川第2住宅1号館設備工事 設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀中学校給食室棟増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課(設備グループ) (電話番号 06 - 6208 - 9365)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町住宅3号館設備工事 設計業務委託

2 契約の相手方

(株)日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

緑中学校給食室棟増築その他工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 莫建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 莫建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)